

ぜひご覧下さい!!

令和3年度 決算の概況

令和3年度に町民の皆さんに納めていただいた税金や、国・県からの補助金・地方交付税などがどのくらい入り、どのように使われたかを示す一般会計等決算の概況を次のとおり公表します。

88億8,257万円の歳入(収入)に対して83億6,848万円の歳出(支出)があり、差し引き5億1,409万円は令和4年度に繰越しました。

令和4年3月末住民基本台帳人口 8,954人

●町の貯金と借金 (一般会計 令和3年度末)

貯金 29億4,953万円

借金 57億5,143万円

町民1人当たりの貯金

約32万9千円

町民1人当たりの将来にわたる負担

約64万2千円

財源を調整する為の積立金残高・・・ 10億8,135万円
借金を返す為の積立金残高・・・・・・ 5億721万円
その他の積立金残高・・・・・・・・・・・・ 13億6,097万円

上記のうち、地方債(借金)の種類ごとに異なりますが、毎年返済する元金と利子の30%~100%が地方交付税(国から全国の市町村に配分されるお金)において措置されます。

●町民1人あたりの歳出決算額 (一般会計) 93万円/年

※町の歳出経費を令和4年3月末の人口8,954人で割って計算しています。

まちの財政(一般会計)を、年間収入300万円の家庭に置き換えてみると

支出 (283万円/年間)

収入 (300万円/年間)

1ヶ月当たりの収入支出は・・・

支 出	
生活費など (人件費・扶助費)	66,891円 28.4%
光熱水費、車の購入など (物件費)	24,495円 10.4%
家や車の補修費 (維持補修費・災害復旧費)	11,541円 4.9%
町内会費・寄付金 (補助費等)	40,276円 17.1%
家の新築・改築など (普通建設事業費)	42,160円 17.9%
ローン返済 (公債費)	16,958円 7.2%
子どもへの仕送り (繰出金)	23,318円 9.9%
預金(貯金) (積立金)	9,892円 4.2%
支出合計	235,531円 100.0%

収 入	
事業収入 (町税)	22,000円 8.8%
パート収入 (使用料など)	11,000円 4.4%
その他 (繰越金、諸収入)	15,000円 6.0%
預金引出し (基金の繰入れ)	1,000円 0.4%
小 計	49,000円 19.6%
親などからの援助 (地方交付税・補助金など)	182,000円 72.8%
借入金 (町債)	19,000円 7.6%
小 計	201,000円 80.4%
収入合計	250,000円 100.0%

※四捨五入処理しておりますので合計が合わない場合があります。

令和3年度 決算報告

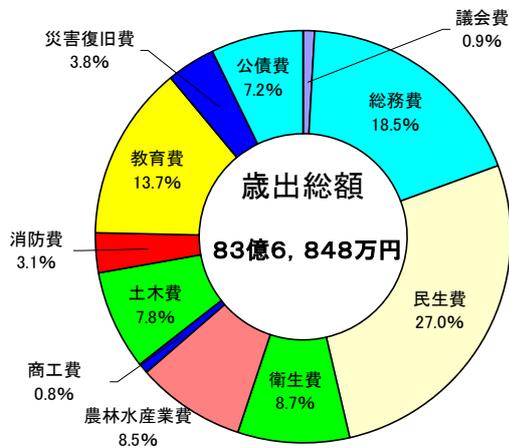
●支出 83億6,848万円

決算額(一般会計)は、令和2年度と比較して1億2,682万円、1.5%の増となりました。

目的別に見てみますと、教育費で5億8,070万円、103.2%の増と大幅に増えておりますが、これは、中学校校舎改築事業によるものです。また、災害復旧費においても、令和2年7月豪雨災害の復旧などに伴い、1億828万円、51.0%の増となっております。

民生費では新型コロナウイルス感染症対策に伴う住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や子育て世代への臨時特別給付金などの実施により2億5,515万円、12.7%の増となっております。

公債費(借金返済)につきましては、1,750万円、3.0%の増となっております。



一般会計の目的別歳出決算の状況

(単位:万円)

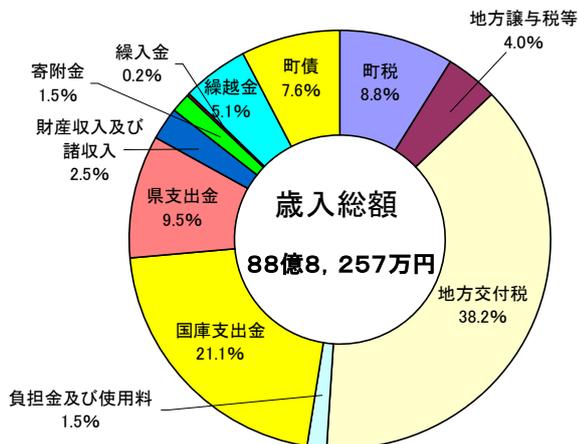
年度 款	令和2年度	令和3年度	前年度比 (%)
	決算額	決算額	
議会費	7,528	7,432	△ 1.3
総務費	238,675	155,056	△ 35.0
民生費	200,497	226,012	12.7
衛生費	68,875	72,477	5.2
労働費	0	0	0.0
農林水産業費	67,978	71,463	5.1
商工費	4,369	6,197	41.8
土木費	46,577	65,524	40.7
消防費	53,821	26,193	△ 51.3
教育費	56,243	114,313	103.2
災害復旧費	21,227	32,055	51.0
公債費	58,376	60,126	3.0
予備費	0	0	0.0
合計	824,166	836,848	1.5

●収入 88億8,257万円

決算額(一般会計)は、令和2年度と比較して1億8,658万円、2.1%の増となりました。

主な増額の要因としましては、令和3年度の国税収入の増額補正等に伴い、普通交付税の再算定が行われたことによる普通交付税の増などがあげられます。

収入総額の38.2%を地方交付税(国からの配分金)が占めており、町税におきましては固定資産税の減などにより、令和3年度については1.4%の減となりました。地方交付税等の依存財源に頼った財政運営となっておりますので、今後、地方交付税が減額されることになりまして更に厳しい財政運営を迫られる事になります。



一般会計の歳入決算の状況

(単位:万円)

年度 款	令和2年度	令和3年度	前年度比 (%)
	決算額	決算額	
町税	79,659	78,530	△ 1.4
地方譲与税等	32,307	35,675	10.4
地方交付税	318,644	339,118	6.4
負担金及び使用料	13,401	13,463	0.5
国庫支出金	210,150	187,275	△ 10.9
県支出金	74,143	84,428	13.9
財産収入及び諸収入	10,851	22,506	107.4
寄附金	10,110	13,108	29.7
繰入金	5,306	1,271	△ 76.0
繰越金	37,194	45,433	22.2
町債	77,834	67,450	△ 13.3
合計	869,599	888,257	2.1

特別会計の決算

国民健康保険特別会計(事業勘定)		
	令和2年度	令和3年度
歳入	13億4,539万円	14億3,985万円
歳出	12億5,591万円	13億6,105万円
差引額	89,48万円	7,880万円
国民健康保険特別会計(直診勘定)		
	令和2年度	令和3年度
歳入	981万円	834万円
歳出	980万円	833万円
差引額	1万円	1万円
後期高齢者医療特別会計		
	令和2年度	令和3年度
歳入	1億5,460万円	1億5,569万円
歳出	1億5,354万円	1億5,444万円
差引額	106万円	125万円
介護保険特別会計		
	令和2年度	令和3年度
歳入	16億676万円	16億6,558万円
歳出	15億107万円	15億3,140万円
差引額	1億569万円	1億3,418万円
久米財産区特別会計		
	令和2年度	令和3年度
歳入	1,210万円	1,659万円
歳出	986万円	1,401万円
差引額	224万円	258万円
下水道事業特別会計		
	令和2年度	令和3年度
歳入	3億1,460万円	3億1,462万円
歳出	2億9,987万円	2億9,096万円
差引額	1,473万円	2,366万円
上水道事業特別会計		
	令和2年度	令和3年度
収益的収支		
収入	1億8,390万円	1億8,233万円
支出	1億5,668万円	1億5,114万円
差引額	2,722万円	3,119万円
資本的収支		
収入	152万円	284万円
支出	8,997万円	8,738万円
差引額	△8,845万円	△8,454万円

※資本的収支の不足額については、当年度損益勘定留保資金、減債積立金処分額で補填しています。

令和3年度の主な事業費

総務費	
庁舎空調・換気設備整備事業	1億2,906万円
ふるさと納税推進事業	1億323万円
くらし応援券発行事業	9,423万円
民生費	
教育・保育給付費事業	4億2,771万円
介護・訓練等給付事業	3億7,844万円
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	1億3,243万円
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	1億796万円
衛生費	
球磨郡公立多良木病院負担金	2億9,431万円
人吉球磨広域行政組合負担金(ごみ処理施設等)	1億3,057万円
新型コロナウイルスワクチン接種事業	6,997万円
子ども医療費扶助事業	3,282万円
農林水産業費	
中山間地域等直接支払制度交付金	1億306万円
多面的機能支払交付金	9,283万円
造林事業	7,325万円
地籍調査事業	7,229万円
農業経営高度化支援事業	4,120万円
商工費	
多良木町商工会運営補助	998万円
観光協会運営補助	800万円
土木費	
社会資本整備総合交付金事業	2億3,182万円
道整備交付金事業	6,155万円
町営住宅建設事業	6,428万円
消防費	
上球磨消防組合負担金	1億6,895万円
球磨川水系防災・減災事業	3,469万円
耐震性貯水槽設置事業	761万円
消防積載車更新事業	669万円
教育費	
中学校校舎改築事業	7億3,530万円
特別支援教育支援員配置事業	3,760万円
文化財保護事業	1,477万円
学校給食費補助事業	1,441万円
災害復旧費	
農業用施設災害復旧事業	1億1,174万円
林業用施設災害復旧事業	3,585万円
公共土木施設災害復旧事業	1億5,526万円
公債費	
起債(借入金)の償還	6億126万円

財政健全化判断比率の公表について

自治体の財政を適正に運営することを目的として、国では平成19年に財政健全化法を定めました。

この法律は、新たな財政指標により、早期健全化と財政再生の2段階で自治体の財政悪化をチェックするとともに、特別会計や公営企業会計も合わせた連結決算により、自治体の財政状況を明らかにしようとするものです。

この財政指標では、早期健全化基準(黄信号)と財政再生基準(赤信号)が定められ、さらに上・下水道などの公営企業会計についても個別に経営健全化基準(黄信号)が定められています。

平成20年度の決算からは、この指標のいずれかが基準を上回った自治体には、財政の健全化に向けた計画の策定など、さまざまな制約が課せられます。

令和3年度の決算に基づく算定の結果、多良木町では、いずれの指標も早期健全化基準を下回る数値となっています。

	多良木町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15%	20%
連結実質赤字比率	—	20%	30%
実質公債費比率	7.8%	25%	35%
将来負担比率	3.3%	350%	—

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字がないため、比率は発生しません。

※資金不足比率については公営企業会計に赤字がないため、比率は発生しません。